

【基本施策9】 都市の緑の活用

ア 現状と課題

都市の緑は、人々に快適で安全な都市生活を提供する大切な自然環境の一部です。こうした都市の緑によって、人々は安らぎや豊かさ、季節感を感じたり、レクリエーションの場の提供を通じ健康的な都市生活を送ることが可能となります。

このため、都市の緑を活かし、人が緑とふれあえるような取組が必要です。

イ 施策の方向と具体的な施策等

施策の方向	具体的な施策等 【関係課室】		施策等の内容
	区分		
住民や事業者等の主体的な緑化活動を促進します。	事業	あいち森と緑づくり事業 (県民参加緑づくり事業) 【公園緑地課】	市町村や市民団体が行う、県民参加による樹林地整備、植樹、ビオトープづくりなどの緑づくり活動や体験学習の支援をします。

トピックス 5 楽しみながらの緑づくり

自然や環境との共生をめざす循環型社会への移行をめざす中で、都市部での緑化活動は、誰もが参加でき、楽しみながらの健康増進や仲間づくりができるとともに、環境保全や地域美化を通じ様々な形で地域社会への貢献につながります。



花壇の整備
(花と緑と健康のまちづくりフォーラム 名古屋市)



街路樹の植樹樹への花植え活動
(花水緑の会 名古屋市)

【基本施策 10】 農地の活用

ア 現状と課題

農村地域における土地改良施設の整備にあたっては、近年の環境意識の高まりにより、地域環境に配慮した整備が必要となっています。こうした施設の多くは自然環境の中に立地していることから、緑とのふれあい、野生生物の生息・生育環境及び良好な景観の確保等に視点を置いた整備が求められています。

イ 施策の方向と具体的な施策等

施策の方向	具体的な施策等 【関係課室】		施策等の内容
	区分		
自然、景観等の地域資源を活用した個性的で魅力ある地域づくりを進めると共に、地域住民が快適に暮らし、都市住民にも魅力ある生活環境づくりを進めます。	事業	水環境整備事業 【農地整備課】	水路、ダム、ため池等の農業水利施設を対象に、これらの保全管理又は整備と一体的にその水辺空間等を利活用し、快適な生活環境の整備を行います。
農村地域の住環境の快適性を向上させ、地域の活性化を図ります。	事業	農村活性化住環境整備事業 【農地整備課】	農業生産基盤の整備を進める中で、ほ場整備により非農用地を創出し、地域の住宅需要にも対応できるよう必要な用地の確保を図るとともに、水辺・緑地空間等を整備します。
農村地域の豊かな自然環境を保全することにより、地域住民に精神的なゆとりや安らぎを提供します。また、農村地域及び都市住民に魅力ある地域環境を形成します。	事業	農村自然環境整備事業 【農地整備課】	農村地域の自然環境を教育・文化の場として活用されるよう、動植物育成施設等の整備を行います。 また、自然環境や農村景観の保全復元に配慮した水辺環境・緑化施設等の整備を行います。



6

農業体験を通じた農地の保全

農地は人々に食料を提供し、農地の緑は景観資源としても機能しています。こうした農地を、農業体験等を通じて保全するとともに、農業や食育に関する理解を深めるため、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験機会を提供しています。

また、小規模な農地を緑地として保全し、野菜や草花の栽培を通じて農業に親しみ、ふれあうことができる市民農園の設置が行われています。



農業体験



市民農園（知多市）

【基本施策11】 森林・里山の活用

ア 現状と課題

自然環境への関心の高まりから、森や緑にふれあい、楽しむ機会を求めるニーズが高まっています。

一方で、里山は、かつて農業や日常生活において薪炭材や竹、落ち葉の採取などを継続的に利用することで維持管理されてきましたが、化石燃料等の利用拡大とともに利用されることによる維持管理が不十分となり、放置され樹木が覆い茂り、枯損木の発生などが目立つようになっていきます。

このため、人と森林・里山との良好な関わりを通じて、森林・里山を維持管理していく必要があります。

イ 施策の方向と具体的な施策等

施策の方向	具体的な施策等 【関係課室】		施策等の内容
	区分		
森林レクリエーションの機会を提供します。	施設	愛知県民の森 【林務課】	森林を活用した各種イベントの開催等を行います。
野外レクリエーションを楽しむ場や緑にふれあう機会を提供します。	施設	緑化センター・昭和の森 【森林保全課】	草花や庭木などの緑を楽しんだり自然観察を行うなど、緑化にかかわる各種研修などを実施します。
多様な主体との協働・連携による海上の森の保全と活用を進めます。	施設	あいち海上の森センター 【森林保全課】	森林・里山の理解を深める体験学習プログラムを実施します。
手入れが行き届かず、放置された都市近郊の里山林の公益的機能の発揮と、県民協働による保全活動や環境学習での活用などの新しいニーズに応える。	事業	あいち森と緑づくり事業 (里山林整備事業) 【森と緑づくり推進室】	長期間手入れされていない里山林において、不要木や侵入竹等の抜き伐りと併せて防災機能向上のための簡易な防災施設を設置します。また、市町村が地域住民やNPO等との協働で行う提案型の里山林の整備、里山林の枯損木や不要木の抜き切り等健全化に向けた整備に対し支援します。



写真 3-21 自然とのふれあい(愛知県民の森)



写真 3-22 森林の観察(昭和の森)

【参考】

海上の森の保全と活用の取組

1 取組の概要

あいち海上の森センターでは、愛知万博の原点ともいわれる「海上の森」を将来にわたり保全するとともに、人と自然の関わり方を探求する場として活用し、県民参加のもとに森林と里山に関する学習と交流の拠点づくりを進めています。

あいち海上の森条例に基づき策定した「海上の森保全活用計画」に基づき、県民や教育機関、企業など多様な主体と協働・連携して、自然体験学習活動・森林育成活動・里山保全活動などの幅広い活動を進めるとともに、里山保全等に関する人材の養成や情報発信を行い、県内の里山保全活動等のモデルとなるよう幅広い取り組みをしています。



生態系保護地区
(自然環境保全地域)
動植物等の生育環境を保全する区域

恵みの森
北側一帯の広葉樹林を主体とした区域

循環の森
人工林を主体とした区域

ふれあいの里
集落・農地を中心とした区域

施設ゾーン
博覧会の愛知県館、
里山遊歩ゾーンを活用した区域

野鳥・古窯の森
吉田川流域の広葉樹林を中心とした区域



あいち海上の森センター 本館

海上の森の保全と活用の取組や森林・里山に関する学習と交流の拠点。各種展示、情報発信などを行っています。



里山サテライト

海上の里にあった古民家を移築、復元した木造2階建ての建物。休憩所として利用していただいています。

海上の森の概要 (面積約 510ha)

2 あいち海上の森条例

項目	内容
施行	平成18年4月1日
趣旨	愛知万博の理念と成果を継承しさらに発展させるため、博覧会の原点である「海上の森」を愛知万博記念の森として県民と協働して保全・活用するとともに、その取り組みを通じて、森林や里山に関する学習と交流の拠点とし、県内の森林や里山の整備・再生につなげていこうとするものです。
目的	海上の森の保全及び活用について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、海上の森の保全及び活用のための県の取組の基本となる事項等を定めることにより、海上の森の適正な保全及び活用を図り、もって人と自然とが共生する社会の実現に寄与することを目的としています。
概要	基本理念、県の責務、県民の役割、保全活用計画の策定、「あいち海上の森センター」の設置等について定めています。

3 海上の森保全活用計画

目 標 目標年度は平成27年度

地域区分 植生や活用等の面から海上の森を6つに区分し、保全と活用を図ります。

地域名	区域	面積	特性
施設ゾーン	あいち海上の森センター区域	ha 5	愛知万博の会場であり、瀬戸愛知県館を改修した本館を中心に海上の森の拠点となる区域
ふれあいの里	集落・農地を中心とした区域	43	里山としてのくらしや景観が残っており、海上の森での取組の核となる区域
生態系保護区域	屋戸川・寺山川流域及びその北部区域	166	希少な動植物の生息生育環境を有しており、その環境を維持保全することが特に必要な区域
恵みの森	北側一帯の広葉樹林を主体とした区域	96	高齢化した広葉樹林が多く、緩斜面では、里山として管理・活用できる区域
循環の森	東側一帯の人工林を中心とした区域	148	人工林が大半であり、手入れの必要な林分が多くを占めており、育成と資源の活用を図る区域
野鳥・古窯の森	吉田川流域の広葉樹林を主体とした区域	52	高齢の広葉樹林が占め、古窯も存在しているところから、観察・学習などの活動を行う区域

保全と活用の取組内容

項目	内容
愛知万博記念の森としての保全	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全（希少動植物の調査と情報整理・発信） ・森林の整備（人工林の間伐及び広葉樹林の保全管理） ・農地の整備（体験学習への利用と里山環境としての維持管理）
森林や里山の学習と交流の拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・体験学習の実施（体験を通じた学習活動を実施） ・人材育成（あいち海上の森大学、人と自然の共生国際フォーラムの開催） ・普及・情報発信（森林や里山の理解を深めるための情報発信） ・施設の整備と運営（必要な施設の整備と協働・連携による施設の運営）

協働・連携の推進

県民参加組織、小中学校・大学、企業、NPO等、多様な主体との連携・協働のもと、海上の森の保全と活用を進めていきます。

海上の森体験学習プログラム

あいち海上の森センターでは、森林・里山への理解を深めていただくため、森の観察と森の手入れを学ぶ「森の教室」や、里山管理の体験を通じ里山の魅力を知る「里の教室」、海上の森を案内人と一緒に巡る「海上の森ツアー」などの体験学習プログラムを実施しています。



森の教室



里の教室



海上の森ツアー



企業が取り組む里山の利活用

トヨタ自動車(株)では、自然との共生を目指し、様々な環境への取り組みを実践しています。豊田市郊外にあるトヨタの森(フォレスタヒルズ)をフィールドとして、里山を活用した「エコモニタリング」や環境教育プログラム「エコのもりセミナー」などを開催し、環境緑化・教育活動を実践しています。



里山学習館(エコの森ハウス)



体験学習フィールド(トヨタの森)

【基本施策 12】 すぐれた自然環境の保全

ア 現状と課題

優れた自然環境を有する地域を保全するため、自然公園法に基づく国定公園⁽²⁹⁾ 4箇所と愛知県立自然公園条例に基づく県立自然公園⁽³⁰⁾ 7箇所が指定されています。また、条例に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として15地域を自然環境保全地域⁽³¹⁾に指定しています。(図 3-5)

今後も自然環境保全地域や自然公園等の適正な管理を図ることなどを通じ、優れた自然を保全する必要があります。

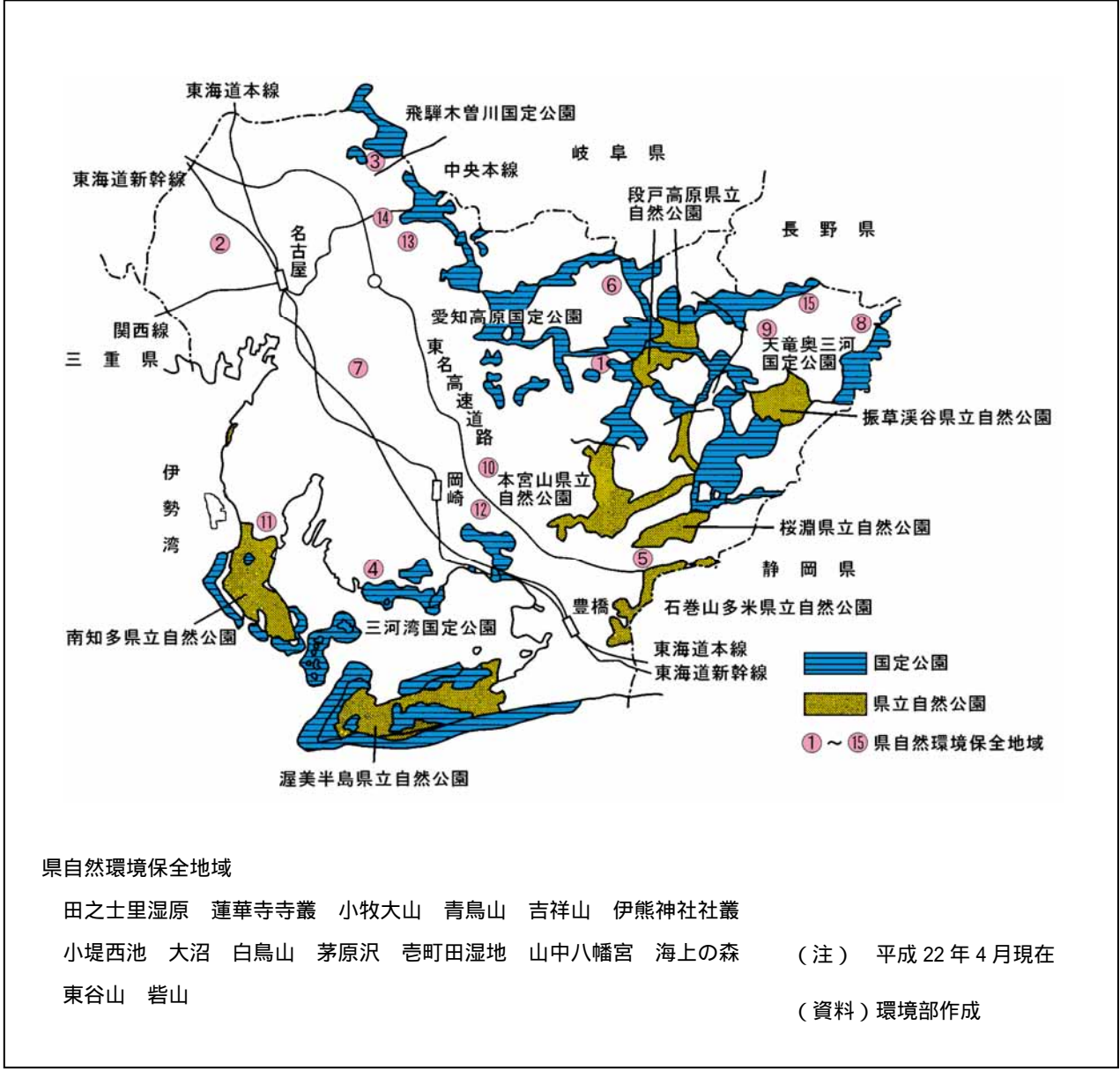


図 3-5 愛知県内の自然公園・自然環境保全地域の指定状況

イ 施策の方向と具体的な施策等

施策の方向	具体的な施策等 【関係課室】		施策等の内容
	区分		
歴史上、芸術上、学術上価値の高い文化財の保存・活用を図ります。	制度	文化財の指定と保護、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の規制 【文化財保護室】	文化財保護法や愛知県文化財保護条例に基づき、史跡・名勝・天然記念物 ⁽³²⁾ の指定を進めるとともに、各種行為を規制指導し、適切な保護を図ります。
優れた自然環境を有する地域の適正な管理・保全を図ります。	制度	自然環境保全地域の管理 【自然環境課】	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、自然環境保全地域の適正な管理・保全を図ります。
良好な自然環境の保全及び緑地の確保を図ります。	制度	大規模な宅地の造成等の規制 【自然環境課】	自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、大規模な宅地の造成等の行為の届出制度を適正に運用します。
海岸、島、河川等の優れた自然の風景地を保護するとともに、末永く後世に引き継ぎます。	制度	自然公園の指定・管理 【自然環境課】	自然公園法及び愛知県立自然公園条例に基づき、自然公園を指定するとともに、各種行為について規制指導を行い、その保護を図ります。



写真 3-23 砦山自然環境保全地域（豊根村）



写真 3-24 東谷山自然環境保全地域（名古屋市）



写真 3-25 八柱神社のクス（豊田市）
～愛知県指定天然記念物～

【基本施策 13】 生物多様性の保全

ア 現状と課題

野生動植物の生息・生育環境の悪化や里山の維持管理活動の低下などにより、絶滅のおそれのある種は、表 3-4 に示すように増加傾向にあります。野生動植物の保全のためには、絶滅のおそれのある種を的確に把握するとともに、種の絶滅を防ぎ県民共有の財産として次代に受け継いでいくことが必要です。

また、人為的に持ち込まれた動植物種が、県内の在来種の生息・生育を圧迫し、地域の生態系に著しい影響を及ぼすなど、移入種への対応が求められています。

さらに、野生動植物の生息・生育環境を保全し、将来にわたって生物多様性が確保される県土づくりを進めていくためには、優れた自然環境を有している重要な地域をコアエリアとして保全するとともに、これらを緑地や水辺などによって有機的につなぐ「生態系ネットワーク」を形成していくことが必要です。

また、郷土樹種の利用など、在来種による植栽に配慮することが必要です。

なお、生物多様性の保全は本章に掲げたほとんどの緑化関係施策に関わってきますが、ここでは生物多様性の保全に係る具体的な施策等について掲載しました。

表 3-4 レッドデータブックあいち掲載種数の比較（抜粋） 単位：種

評価区分	植物編			動物編			
	2001年	2009年	増減	2002年	2009年	増減	
絶滅	39	45	+6	16	22	+6	
絶滅のおそれのある種	絶滅危惧 A類	67	72	+5	83	90	+7
	絶滅危惧 B類	169	185	+16	58	68	+10
	絶滅危惧 類	209	223	+14	93	117	+24
	小計	445	480	+35	234	275	+41
準絶滅危惧種	140	130	-10	186	176	-10	
計	624	655	+31	436	473	+37	

自然環境課資料：表 1-5（23 ページ）参照

イ 施策の方向と具体的な施策等

施策の方向	具体的な施策等 【関係課室】		施策等の内容
	区分		
生物多様性の保全と持続可能な利用を目指す「あいち自然環境保全戦略」を推進します。	事業	あいち自然環境保全戦略推進 【自然環境課】	「あいち自然環境保全戦略」の普及啓発を行うとともに、県内の優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域に指定します。

生態系ネットワークの形成を推進します。	事業	自然共生社会推進調査 【自然環境課】	生態系ネットワーク形成の具体的な展開を図るためのモデル事業の検討や、生物多様性の保全と利用の両立を図る手法の検討を行います。
希少野生動植物を保護します。	事業	希少野生動植物保全対策 【自然環境課】	種を指定して、採取等の規制を行うなど希少野生動植物の保護を行います。
移入種から本県の在来種を保護します。	事業	移入種対策 【自然環境課】	生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種を公表し、これらの種をみだりに植栽・播種することを防止するとともに、移入種に関する情報を提供します。
森と緑を社会全体で支えるという気運を醸成する環境学習の支援と、その一層の進展を図ります。	事業	あいち森と緑づくり事業 (環境活動・学習推進事業) 【環境政策課】	市町村・NPO等が企画提案した森と緑の保全活動や環境学習活動に対し支援します。
環境や生態系保全に重要な役割を果たしている干潟、浅場や藻場の機能維持を図ります。	事業	漁場環境・生態系保全活動支援事業 【水産課】	漁業者等が行う漁場の保全活動に対して支援を行います。
漁場環境・生態系を保全・改善する技術の確立に努めます。	事業	水産技術の開発と普及 【水産課】	水産試験場において、稚仔魚等の保育場、多様な生物の保全の場となる藻場造成技術の開発を行います。
海上の森の保全活用を進めるとともに、生物多様性の重要性について普及啓発を行います。	事業	あいち海上の森保全活用事業 【森林保全課】	あいち海上の森センターにおいて、里山の保全及び体験学習を実施します。
多様な生態系の保全・創出及び河川と地域との関係の再構築を目指します。	事業	水辺の緑の回廊整備 【河川課】	地域住民団体等の協力により、河川内に潜在自然植生による植樹を行い、自然豊かな河畔林の形成に努めます。
河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境、及び多様な河川景観を保全・創出します。	事業	多自然川づくり 【河川課】	全ての川づくりにおいて、多自然川づくりを実施します。
鳥獣の生息環境を保全します。	制度	鳥獣保護区特別保護地区の指定 【自然環境課】	鳥獣保護区内で、鳥獣の生息環境を保全するうえで特に重要な区域を特別保護地区に指定します。



写真 3-26

多自然川づくり（籠川 豊田市）

魚類等が移動できる自然石を使った落差工として改善することで、川を連続的につなぎ多様な生態系の保全再生を図っています。

【基本施策 14】 都市の緑の保全・管理

ア 現状と課題

都市の緑は、人々に潤いとやすらぎを与え健康を増進させると共に、環境の改善に資する身近で貴重な自然であり、都市の安全性を高めたり、美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たしています。

特に、近年では、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など環境改善機能や地震発生時の防災機能の発揮が期待されています。

こうしたなか、都市では、公園や街路樹など公共施設の緑は着実に増えてきていますが、市街地の大部分を占める民有地の緑の減少により緑の全体量は減少しています。

このため、住民の環境保全に対する意識の高まりに対応し、緑地等を整備・保全する必要があります。

また、指定管理者制度やアダプト制度の活用などによる、住民・企業・NPO等の多様な主体が積極的に参加した緑の保全・管理活動も広がりを見せています。

イ 施策の方向と具体的な施策等

施策の方向	具体的な施策等 【関係課室】		施策等の内容
	区分		
都市公園を快適・安全に利用できるように、施設の効率的な管理・運営を行います。	事業	公園緑地維持管理事業 【公園緑地課】	県営都市公園の適切な維持管理を行います。また、ボランティア団体との協働により清掃や植物管理を行います。
市街化区域及びその周辺に残された民有の既存樹木の保全を図ります。	事業	あいち森と緑づくり事業 (身近な緑づくり事業) 【公園緑地課】	市街化区域等の民有樹林地の市町村有地化及び緑地整備について支援します。
都市の風致(樹林地等で構成された良好な自然的景観)の維持を図ります。	制度	風致地区制度 【公園緑地課】	一定の行為を許可制とすることで、都市の風致の維持が必要な区域の保全を図ります。
都市の豊かな緑を将来に継承します。	制度	特別緑地保全地区制度 【公園緑地課】	建築行為などの行為を現状凍結的に制限することで、都市における良好な自然環境である緑地の保全を図ります。
地域の人々が利用できる公開された緑地を提供します。	制度	市民緑地制度 【公園緑地課】	土地などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開します。
都市近郊の緑地の保全を図ります。	制度	緑地保全地域制度 【公園緑地課】	比較的緩やかな行為の規制により、都市近郊の比較的大規模な緑地の保全を図ります。
都市近郊の緑地の適正な保全・管理を図ります。	制度	管理協定制度 【公園緑地課】	土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、所有者に代わって緑地の保全を図ります。



アダプト制度は、ボランティア活動の新しい制度としてアメリカのテキサス州で始まったのが原点になり、近年注目されている環境美化活動の仕組みです。アダプトとは「養子縁組」の意味で、ボランティアとしての市民（里親）が道路、公園等（養子）の清掃などを行い管理をするものです。行政は、こうした活動の支援を行います。

県内では、愛知県のほか多くの市町でアダプト制度を取り入れ、緑地の管理を行うなど、自治体と住民との協働によるまちづくりが進められています。

本県におけるアダプト制度の事例

県・市町	名 称	活動場所の概要
愛知県	愛・道路パートナーシップ事業	県が管理する道路
一宮市	一宮市公共施設アダプトプログラム	道路、公園、緑地
犬山市	犬山市アダプトプログラム	道路、公園、河川等の公共施設
江南市	江南市公共施設アダプトプログラム	公園、道路、河川
小牧市	小牧市公共施設アダプトプログラム	道路、公園等
稲沢市	稲沢市公共施設アダプトプログラム	道路
尾張旭市	尾張旭市公共施設アダプトプログラム	道路等の公共施設
岩倉市	岩倉市アダプトプログラム制度	公園、道路等
豊明市	豊明市公共施設アダプト・プログラム	公園、道路、河川等の公共施設
日進市	日進市アダプトプログラム	道路、河川等
北名古屋市	北名古屋市公共施設アダプトプログラム	道路、公園等の公共施設
半田市	半田市公共施設アダプトプログラム	公共施設
常滑市	常滑市公共施設養子縁組制度	公園、道路、海岸等の公共施設
東海市	東海市アダプトプログラム	道路、公園、各施設の花壇等の公共施設
大府市	大府市公共施設養子縁組制度	公園、歩道、池、河川等
碧南市	碧の道里親プロジェクト	道路、公園、河川等の公共施設
安城市	安城市環境美化（アダプトプログラム）	道路や河川等
西尾市	西尾市アダプトプログラム	道路、公園、河川等の公共施設
豊川市	豊川市公共施設アダプトプログラム	道路、公園、河川等の公共施設
蒲郡市	蒲郡市公共施設里親制度	道路、公園、海岸、河川等
田原市	田原市アダプトプログラム	道路、公園、河川等の公共施設
大口町	大口町アダプトプログラム	公園、道路等の公共施設
扶桑町	扶桑町公共施設アダプトプログラム	道路、河川、公園、緑地等
東浦町	東浦町公共施設アダプトプログラム	公共の場
美浜町	みはまクリーンパートナー	道路、公園、河川、海岸等

【基本施策 15】 農地の保全・管理

ア 現状と課題

本県では、農業の担い手の減少等により、有効に利用されていない農地が多く存在していますが、一方で都市と農村が近接しているため、農地に対して強い都市的土地需要があります。

また、高齢化、混住化等の進行による集落機能が低下しており、農地・農業用水等の適切な管理が困難となってきています。

農地は食料等を生産する場であるとともに、動植物が生息・生育する生態系の一部であることから、計画的かつ適切な土地利用を図るとともに、農業生産基盤の計画的な整備や、農地の保全管理活動への多様な主体の参画を通じて、適切に保全、管理していく必要があります。

なお、平成 21 年の農地面積は 79,700ha で、平成 11 年と比較すると 6,600ha の減少（減少率 7.6%）となっています。（図 3-6）

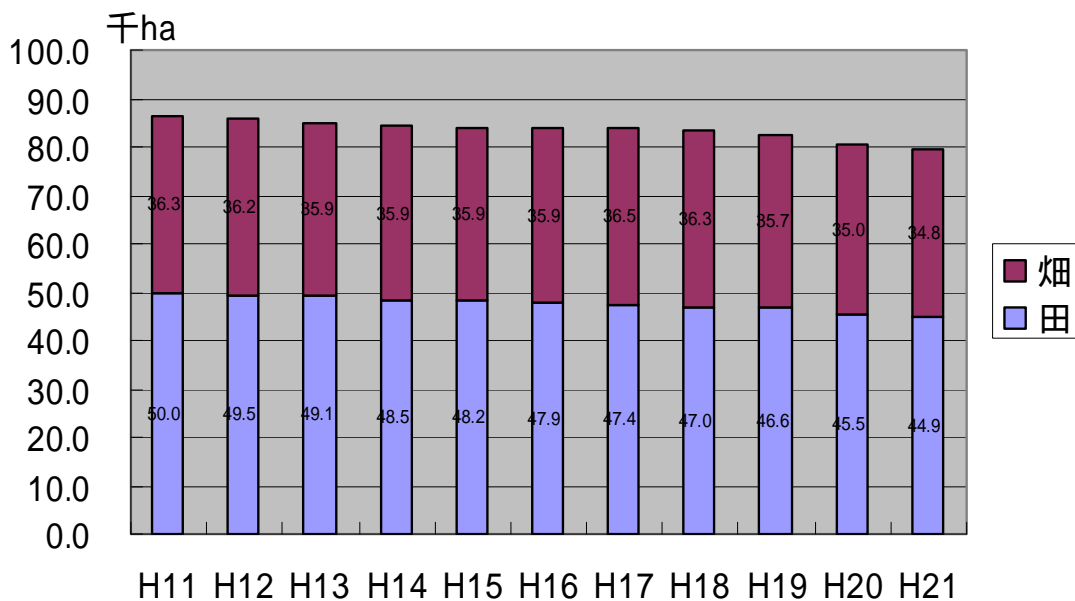


図 3-6 県内の農地面積の推移

参考：土地に関する統計年報

イ 施策の方向と具体的な施策等

施策の方向	具体的な施策等 【関係課室】		施策等の内容
	区分		
高齢化や混住化など農業集落機能の低下により、管理が困難となっている農地や農業用施設の良い保全と農村環境の向上を図ります。	事業	農地・水・環境保全向上対策事業 【農地計画課】	農地・農業用水等の適切な管理を行うとともに、農村環境の保全等にも役立つ効果の高い共同活動を支援します。
豊かで美しい田園・農村空間を作ります。	事業	農業農村整備事業 【農地整備課】	農村部の下水道整備（集落排水）や自然環境にふれあう公園等の造成（水環境整備）などを行います。
農業の担い手への農地の利用集積を推進します。	事業	農業経営基盤強化促進事業 【農業振興課】	農地の流動化及び農作業の受委託により、担い手への利用集積を推進します。
生産性の高い農地や集団的に存在している農地での無秩序な開発を制限・防止します。	制度	農地転用許可制度 【農業振興課】	農地転用許可制度を適切に運用し、農地を農地以外のものにする場合における許可及び無断転用の是正を行います。
農業的土地利用と都市的土地利用との適切な調整を図ります。	計画	農業振興地域整備計画 【農業振興課】	市町村が策定する農業振興地域整備計画に基づき、各種事業を計画的に行います。



写真 3-27 農地・水・環境保全向上対策事業の活動状況

【基本施策16】 森林・里山の保全・管理

ア 現状と課題

本県の森林の64%を占める人工林は、木材価格の低迷などによる林業採算性の悪化等により、これまで整備を主体的に担ってきた森林所有者の経営意欲が衰えたことなどから手入れ不足の人工林が増加しており、このままでは水源のかん養、土砂災害の防止、生物多様性の保全といった森林の持つ公益的機能が低下し、県民生活に大きな影響を及ぼすことが危惧されています。

また里山林は、かつて生活の中で利用することで維持管理されてきましたが、生活様式の変化とともに利用されなくなり、放置され樹木が覆い茂り、あるいは竹藪化の進行や枯損木の発生などが目立つようになってきました。特に都市部に近い里山林では、住宅など他の用途への転用による減少傾向も危惧されています。

森林の持つ公益的機能への県民の期待は大きく、こうした機能を高次に発揮させるためには、森林・里山の適切な管理が必要です。

一方、松くい虫における被害は、減少傾向にあるものの引き続き発生しています。また、最近では里山を中心としたカシノナガキクイムシによるナラ・シイ・カシ類の枯死が拡大しており、対策が必要となっています。

イ 施策の方向と具体的な施策等

施策の方向	具体的な施策等 【関係課室】		施策等の内容
	区分		
矢作川・豊川水系における治水及び水資源の安定的確保を図ります。	事業	(財)矢作川・豊川水源基金水源林対策事業 【土地水資源課】	上流域市町村が行う森林整備等に両基金が助成をするにあたり、その財源の一部を負担します。
魅力ある林業による山村の活性化の実現と多様な森林・林業を確立します。	事業	森林・林業試験研究 【林務課】	森林・林業技術センターにおいて、地域のニーズ等に基づいた森林・林業の試験研究に取り組みます。
森林へのアクセスを可能にし、森林整備の効率化を図ります。	事業	林道事業 【森林保全課】	林道の新規開設や既存林道の機能保全を行います。
山地災害の復旧・防止・軽減、水源かん養機能の向上、生活環境の保全等を図ります。	事業	治山事業 【森林保全課】	治山施設の設置や森林の整備を行います。
多面的機能を持続的に発揮する健全な森林を育成します。	事業	造林・間伐事業 【森と緑づくり推進室】	森林組合等が実施する森林整備に対して助成し、集団的、計画的な森林整備を推進します。

森林資源と森林の公益的機能の確保を図ります。	事業	森林保護事業 【森と緑づくり推進室】	松くい虫及びカシノナガキクイムシによる被害まん延を防止するため、薬剤防除や被害木の伐倒駆除などの被害防止対策を促進します。
森林所有者では整備が困難な森林を公的に整備することにより、森林の公益的機能を継続的に発揮し、県民の安全、安心、快適な生活を確保します。	事業	あいち森と緑づくり事業 (人工林整備事業) 【森と緑づくり推進室】	林業活動では整備が困難な奥地や作業が困難な公道・河川沿い等の人工林に対し、強度な間伐等を実施することにより、自然植生の導入を図ります。
手入れが行き届かず、放置された都市近郊の里山林の公益的機能の発揮と、県民協働による保全活動や環境学習での活用などの新しいニーズに応える。	事業	あいち森と緑づくり事業 (里山林整備事業) 【森と緑づくり推進室】	長期間手入れされていない里山林において、不要木や侵入竹等の抜き伐りと併せて防災機能向上のための簡易な防災施設を設置します。また、市町村が地域住民やNPO等との協働で行う提案型の里山林の整備、里山林の枯損木や不要木の抜き切り等健全化に向けた整備に対し支援します。
土石流等による災害から下流部に存在する人家、公共施設等を保全します。	事業	砂防事業 【砂防課】	砂防指定地において、土石流を捕捉する堰堤、溪床の安定を図る床固工、溪岸の浸食を防止する護岸等の砂防設備を整備します。
急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護します。	事業	急傾斜地崩壊対策事業 【砂防課】	急傾斜地崩壊危険区域の自然がけに対して、擁壁工、法面工等の急傾斜地崩壊防止施設を整備します。
土砂流出による災害を防止します。	事業	砂防指定地の管理 【砂防課】	砂防指定地を巡視し、許可行為や無許可行為の監視を行い、人的、施設の災害の防止を図ります。
森林の土地の適正な利用を確保します。	制度	林地開発許可制度 【森林保全課】	1 ha を超える森林の開発の際に必要な許可制度を通じ、適切な開発を指導します。
保安林の適正な管理と治山事業の積極的な推進によって、森林の公益的機能の維持・向上を図ります。	制度	保安林の指定・管理 【森林保全課】	公益的機能の維持・向上のため重要な森林を「保安林」として指定するとともに、保全をすることによりその働きを維持します。

【参考】

1 カシノナガキクイムシによるナラ枯れについて

(1) ナラ枯れの特徴

カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が、ナラ・カシ・シイ類の樹幹（木の幹）に侵入し、この際「フラス」と呼ばれる粉状の木屑が地際付近に堆積するのが特徴です。カシナガの侵入を受けた木は、梅雨明け頃から急速に枯れる場合が多いといわれています。



カシナガによるナラ枯れの状況
(名古屋市)

(2) ナラ枯れの状況

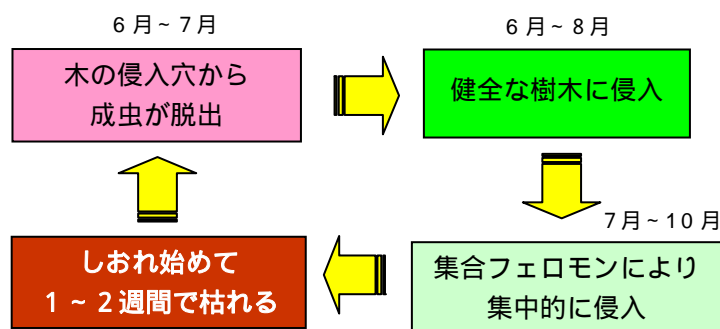
カシナガを起因とする樹木の枯死（以下「ナラ枯れ」という。）は、1930年代から国内の一部で単発的に記録されていましたが、愛知県でも、2006年に初めて名古屋市でナラ枯れが確認され、現在では、尾張、知多、西三河地域でナラ枯れが確認されています。



フラスの状況
(名古屋市)

(3) ナラ枯れの仕組み

ナラ枯れは、カシナガが幹に侵入する際に持ち込んだナラ菌と呼ばれる病原菌が、幹内で繁殖することにより起こります。なお、カシナガの侵入を受けても、防御反応により全ての木が枯れるわけではありません。



カシノナガキクイムシの生態とナラ枯れ



森と緑づくり推進室資料

ナラ枯れ発生市町村(2010年10月)

(4) 防除方法

- ・ 枯損木を伐採し焼却すること、もしくは、農薬によるくん蒸で、虫と菌を死滅させる。
- ・ 健全木の樹幹を合成樹脂製のシートや粘着剤などで被覆することで、虫の侵入を防ぐ。
- ・ 健全木に薬剤を注入し、ナラ菌の繁殖を防ぐ。

等が考えられます。ナラ枯れの拡大を防ぐために早期に防除することが重要です。

なお、カシナガは大径木を好んで繁殖することから、里山管理等が行われなくなったこともナラ枯れ拡大の原因の1つという見解もあります。

2 松くい虫による松枯れについて

(1) 松枯れの原因

松枯れのほとんどは、「マツノザイセンチュウ」という体長1mmにも満たない線虫が松の木に入ることで引き起こされます。その線虫を運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫です。

(2) 愛知県での被害

県内の松くい虫被害(マツ材線虫病)による被害材積は、昭和48年度以前は2~3千 m^3 程度でしたが、その後増加し昭和55年度にピークの12万1千 m^3 に達しました。その後は年々減少し、平成21年度の被害量は6,354 m^3 で、ピーク時の約5%となっています。

(3) 防除方法

防除方法としては、マツノマダラカミキリの成虫を薬剤により防除したり、健全な松に薬剤を注入しマツノザイセンチュウへの耐性をつける「予防措置」と、感染し衰弱した松を伐倒しチップ化することなどでマツノマダラカミキリの幼虫を駆除する「駆除措置」があります。

(4) 防除対策

県及び市町村では、守るべき松林を高度公益機能森林等として指定し、その区域内で防除事業を実施しています。



9

森林NPOとの協働による森林管理

「未管理森林問題市民・NPO・企業・連絡会議」は、手入れ不足ゆえに自然のあり方を根底から揺るがしているとして、未管理森林の問題を解決するため、森林NPOのメンバー(NPOマザービジョン、穂の国森づくりの会、名古屋シティ・フォレスター倶楽部、ウッズマンワークショップ、森のなりわい研究所、持続可能な豊かな社会をつくるネットワーク)が中心となり組織され、企業・市民・行政などと協働で森林管理をしています。



豊田自動織機・法務部の森づくり活動